

平成20年版 建築保全業務共通仕様書 正誤表

【1刷用】

頁	編	章	節	項目	誤	正	備考
271	4	2	2	表2.2.1(B)玄関ホール(定期清掃) 1.床の清掃	b.硬質床 ①表2.1.1の～	b.硬質床 ①表2.1.2の～	
272	4	2	2	表2.2.2(B)事務室(定期清掃) 2.床の清掃	a.弾性床 ②表2.1.3の～	a.弾性床 ②表2.1.1の～	
274	4	2	2	表2.2.4(A)廊下・エレベーターホール(日常清掃及び日常巡回清掃) 2.床以外の清掃	a.灰皿 収集吸殻を収集し、～	a.灰皿 吸殻を収集し、～	
294	5	2	2	2.2.1空気環境測定	(a)室内環境測定～ 表2.2.1室内環境測定	(a)空気環境測定～ 表2.2.1空気環境測定	
304	6	2	1	表2.1.4施設警備業務(2/2)	点検内容	業務内容	
316				資料-3 消防用設備等の規定法規欄	消防庁告示(昭和50年第3号)	消防庁告示(昭和50年第9号)	

【1・2刷用】

頁	編	章	節	項目	誤	正	備考
29	2	3	2	3.2.1 照明器具(蛍光灯)	照明器具(蛍光灯)の～表3. 2.1による。	照明器具(蛍光灯)の～表3. 2.1による。 なお、実施は抜き取り点検とし、実施台数は特記による。	
152	2	4	8	表4.8.2(B)浄化槽(みなし浄化槽を除く)の点検周期	最下段 3W	3M	
166	2	6	2	表6.2.2消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期	最上段消火器具の総合点検	除く(別記1)	
219	2	7	3	表7.3.4エスカレーター-2.乗降口d.手すり①備考欄		削除	
257	3	4	3	表4.3.2空気調和等関連機器6.空気清浄装置③	電気集じん器(自動巻取形)は、巻取完了表示灯及び荷電表示灯が点灯していないことを確認する。	電気集じん器(自動巻取形)は、巻取完了表示灯が点灯していないこと及び荷電表示灯が点灯していることを確認する。	修正
268	4	2	1	表2.1.1弾性床 4.洗浄 b 剥離洗浄		「③床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらのないように塗布する。」を追加する。以下、番号を順送りとする。	
286	4	3	1	表3.1.1窓ガラス(定期清掃) 作業内容欄	・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。	・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。	
286	4	3	1	同上	・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。...	・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。	
288	4	3	4	表3.4.1(A)玄関回り(日常清掃) 水拭きの作業内容欄	汚れの目立つ部分を～	汚れの強い床面を～	

平成20年版 建築保全業務共通仕様書 正誤表

別記1

【誤】

【正】

表6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6M	1Y
		屋内消火栓設備	第1類			
		屋外消火栓設備				
		スプリンクラー設備				
		水噴霧消火設備				
		泡消火設備				
		不活性ガス消火設備				
		ハロゲン化物消火設備				
粉末消火設備	第3類					
動力消防ポンプ設備	第1類 第2類					

表6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6M	1Y
		屋内消火栓設備	第1類			
		屋外消火栓設備				
		スプリンクラー設備				
		水噴霧消火設備				
		泡消火設備				
		不活性ガス消火設備				
		ハロゲン化物消火設備				
粉末消火設備	第3類					
動力消防ポンプ設備	第1類 第2類					